



2022年1月14日

各位

会社名 株式会社マネーフォワード
代表者名 代表取締役社長 CEO 辻 庸介
(コード番号：3994 東証第一部)
問合せ先 取締役執行役員 CFO 金坂直哉
(TEL. 03-6453-9160)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を2022年2月21日開催予定の第10期定時株主総会の付議議案にすることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図り、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症への対策にも資することで、株主様の利益を確保するため、場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）を開催することができるよう、定款変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 現行定款第2条（目的）につきまして、字句の誤字及び表記を修正するために変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) インターネット、携帯情報端末のウェブサイトの企画、制作、 <u>運営及びポイントサービス並びにそれらの受託</u> (2) インターネットを利用した各種情報提供サービス、データ、データ分析に関する企画、設計、作成、開発、構築、販売、 <u>運営及び並びにそれらの受託</u> (3) インターネット、携帯情報端末等を活用した広告及び通信販売に関する企画、立案、作成、 <u>運営並びにそれらの受託</u> (4) (条文省略)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) インターネット、携帯情報端末のウェブサイトの企画、制作 <u>及び運営並びにそれらの受託</u> (2) インターネットを利用した各種情報提供サービス、 <u>ポイントサービス、</u> データ、データ分析に関する企画、設計、作成、開発、構築、販売、 <u>運営及びそれらの受託</u> (3) インターネット、携帯情報端末等を活用した広告及び通信販売に関する企画、立案、作成 <u>及び運営並びにそれらの受託</u> (4) (条文省略)

<p>(5) コンピュータ、その周辺機器・関連機器及びそのソフトウェア・ハードウェアの研究、企画、設計、開発、販売、<u>保守並びにそれらの受託</u></p> <p>(6) 書籍・雑誌その他の印刷物、<u>及び電子出版物の企画・制作・販売</u></p> <p>(7) 映像・音声コンテンツの企画・制作・販売</p> <p>(8) 講演会、シンポジウム、セミナー等の企画、立案、<u>受託及び運営</u></p> <p>(9)～(11) (条文省略)</p> <p>(12) 求人、<u>求職情報提供サービスの企画、運営、管理業務</u></p> <p>(13) 国内外の有価証券、外国為替、ファンド、不動産、デリバティブ取引、商品先物取引、<u>匿名組合等への投資、運用及び管理</u></p> <p>(14)～(28) (条文省略)</p> <p>(29) 銀行業、<u>共同組織金融業、貸金業、金融商品取引業、商品先物取引業、保険業、信託業等の金融業全般における上記各種金融機関の代理、媒介、仲介、募集及び取次に関する業務</u></p> <p>(30)～(31) (条文省略)</p>	<p>(5) コンピュータ、その周辺機器・関連機器及びそのソフトウェア・ハードウェアの研究、企画、設計、開発、販売、<u>及び保守並びにそれらの受託</u></p> <p>(6) 書籍・雑誌その他の印刷物及び電子出版物の企画、<u>制作及び販売</u></p> <p>(7) 映像、<u>音声コンテンツの企画、制作及び販売</u></p> <p>(8) 講演会、シンポジウム、セミナー等の企画、立案<u>及び運営並びにそれらの受託</u></p> <p>(9)～(11) (条文省略)</p> <p>(12) 求人<u>及び求職情報提供サービスの企画、運営及び管理に関する業務</u></p> <p>(13) 国内外の有価証券、外国為替、ファンド、不動産、デリバティブ取引、商品先物取引<u>及び匿名組合等への投資、運用及び管理</u></p> <p>(14)～(28) (条文省略)</p> <p>(29) 銀行業、<u>協同組織金融業、貸金業、金融商品取引業、商品先物取引業、保険業、信託業等の金融業全般における上記各種金融機関の代理、媒介、仲介、募集及び取次に関する業務</u></p> <p>(30)～(31) (条文省略)</p>
<p>(招集)</p> <p>第15条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(招集)</p> <p>第15条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p><u>2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第20条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第20条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

(新設)	<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条 現行定款第20条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第20条（電子提供措置等）は、2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>第2条 前条の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第20条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>第3条 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
------	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 2022年2月21日

定款変更の効力発生日（予定）

- (1) 第2条 2022年2月21日
- (2) 第15条 2022年2月21日
- (3) 第20条 2022年9月1日

以 上